

病児・病後児保育について

病児・病後児保育は、お子様が発熱などの急な病気にかかったときや病気からの回復期に、仕事などにより保護者の方がご家庭での保育を行うことが困難なとき、病児・病後児保育の実施設が保護者の方に代わってお子様を保育を行うものです。

なお、小畑醫院の病児・病後児保育が新たにご利用いただけます。

●対象児等

鏡野町に住所があり、既に保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に通園・通学している生後8カ月から小学校3年生までの児童（※ただし、松尾小児科、小畑醫院は、生後7カ月～小学校6年生まで利用可能。）

●実施施設

●こどもデイケアルーム「こくろ」(河原内科・松尾小児科内)

津山市二宮2137-10

電話(0868)28-5570(小児科外来)

●病児保育室「方舟(はこぶね)」(小畑醫院内)

津山市志戸部6627-14 電話(0868)25-2111

●鏡野町国民健康保険病院3階病児保育室「たんぽぽ」

鏡野町寺元365 電話(0868)54-0011

※利用時間については、実施施設にお問い合わせください。

※日曜・祝祭日・年末年始・小児科休診日はお休みとなります。

●利用方法

・毎年度、事前登録が必要ですが、外来で利用初日に登録することもできます。

・必要書類は、役場保健福祉課又は病児保育の実施設にありますので登録をしてください。

・必ず、利用前には実施設に予約状況を確認してご利用をお願いいたします。

また、予約を取消す場合も実施施設にご連絡ください。

●利用料

・1日2,000円(別途食事代400円 *希望者のみ)

※但し、ひとり親家庭等医療給付対象世帯及び生活保護世帯は1日1,000円

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係

電話(0868)54-2986

FAX(0868)54-2891

平成30年4月1日から各種手当額が改正されました

平成30年4月から各種手当の額が以下のように改正されました。

■児童扶養手当

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害の状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

また、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

<児童扶養手当の月額>

- 子ども1人の場合 全部支給：42,500円
一部支給：42,490円～10,030円(所得に応じて決定されます。)
- 子ども2人以上の加算額 2人目：全部支給 10,040円(一部支給は 10,030～5,020円)
3人目以降：全部支給 6,020円(一部支給は 6,010～3,010円)
※3人目以降の加算額は1人あたりの金額になります。

■特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給される手当です。

児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

<特別児童扶養手当の月額>(児童1人につき)

- 重度障害児の場合：51,700円
- 中度障害児の場合：34,430円

■障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方は対象となりません。

<障害児福祉手当の月額> 14,650円

■特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

施設に入所されている方、病院・診療所に3カ月以上継続して入院されている方は対象となりません。

<特別障害者手当の月額> 26,940円

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係・福祉係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891